

令和5年第3回常滑市議会定例会提出案件について

今回の市議会定例会に提出する案件は

報	告	7件						
補	正	予	算	案	3件			
条	例	の	一	部	改	正	案	13件
単	行	議	案	2件				
認	定	案	9件					
同	意	案	1件					

の計35件です。各案件について、その概要を説明いたします。

報告第9号 令和4年度常滑市一般会計継続費の精算について

令和2年度から継続事業として実施した大曾公園グラウンド整備事業が令和4年度をもって完了したため、報告するものであります。

報告第10号 令和4年度決算に係る常滑市の健全化判断比率について

令和4年度の決算に係る常滑市の健全化判断比率について報告するものであり、各比率は次のとおりであります。

	令和4年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	12.83	20.00
連結実質赤字比率	—	17.83	30.00
実質公債費比率	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	107.3	350.0	

(表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。)

報告第11号 令和4年度決算に係る常滑市下水道事業会計の資金不足比率について

令和4年度の決算に係る下水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和4年度 (%)	経営健全化基準 (%)
下水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第12号 令和4年度決算に係る常滑市水道事業会計の資金不足比率について

令和4年度の決算に係る水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和4年度 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第13号 令和4年度決算に係る常滑市モーターボート競走事業会計の資金不足比率について

令和4年度の決算に係るモーターボート競走事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和4年度 (%)	経営健全化基準 (%)
モーターボート 競走事業会計	—	0.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第14号 令和4年度決算に係る常滑市病院事業会計の資金不足比率について

令和4年度の決算に係る病院事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和4年度 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第15号 令和4年度常滑市病院事業会計継続費の精算について

令和3年度から継続事業として実施した婦人科治療センター建設事業が令和4年度をもって完了したため、報告するものであります。

議案第37号から議案第39号は、

令和5年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	26,103,553	1,800,059	27,903,612
国民健康保険事業特別会計	5,006,980	9,220	5,016,200
後期高齢者医療特別会計	874,983	2,545	877,528

議案第40号 常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国における新型コロナウイルス感染症に係る業務に対する防疫作業手当廃止に準じて、所要の改正をするものであります。

議案第41号 常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第42号 常滑市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第43号 常滑市青海市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第44号 常滑市南陵市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第45号 常滑市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第46号 常滑市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第47号 常滑市小脇公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けた受益者負担の適正化及び自動販売機使用料を常滑市小脇公園の設置及び管理に関する条例に定めることに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第48号 とこなめ陶の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けた受益者負担の適正化及び開館時間に即した使用時間にするため、所要の改正をするものであります。

議案第49号 常滑市廻船問屋瀧田家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第50号 常滑市都市公園条例の一部改正について

エネルギー価格の高騰を受けて受益者負担を適正化するため、所要の改正をするものであります。

議案第51号 常滑市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

グリーンスポーツセンターの安定的な管理運営のための料金適正化及び管理基準の明確化のため、所要の改正をするものであります。

議案第52号 常滑市火災予防条例の一部改正について

消防法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第53号 財産の取得について

35m級先端屈折はしご付消防自動車を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約の変更について

建設資材や労務費等の急激な価格水準の変動及び地中障害物撤去工事が必要になったことから、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

認定案第1号から第9号は、

令和4年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計及び常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計の決算認定、下水道事業会計、水道事業会計及びモーターボート競走事業会計の決算の認定及び剰余金の処分並びに病院事業会計の決算認定で、それぞれの会計の決算は次のとおりであります。

(単位：円)

	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一 般 会 計	28,438,393,044	27,210,440,311	1,227,952,733
国民健康保険事業 特 別 会 計	4,926,360,595	4,865,520,546	60,840,049
後期高齢者医療 特 別 会 計	853,995,968	852,182,168	1,813,800
介護保険事業 特 別 会 計	5,023,879,953	4,841,925,198	181,954,755
常滑駅周辺土地区画 整理事業特別会計	89,289,335	87,464,061	1,825,274

(単位：円)

	区分	収入	支出
下水道事業会計	収益的収支	2,459,305,051	2,239,687,637
	資本的収支	1,760,660,600	2,014,569,654
水道事業会計	収益的収支	1,575,669,475	1,325,886,154
	資本的収支	107,477,420	734,779,125
モーターボート競走 事業会計	収益的収支	73,911,101,763	68,984,509,243
	資本的収支	3,300,000	390,087,193
病院事業会計	収益的収支	7,316,294,142	7,429,674,775
	資本的収支	1,173,787,234	1,327,082,301

同意案第19号 常滑市固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和5年9月18日で、常滑市固定資産評価審査委員会委員の^{もりしたあつこ}森下敦子氏が任期満了となり、その後任として^{ごとう}後藤^みなお美氏を選任したいため、議会の同意を求めるものであります。